

幼児教育・保育の無償化について

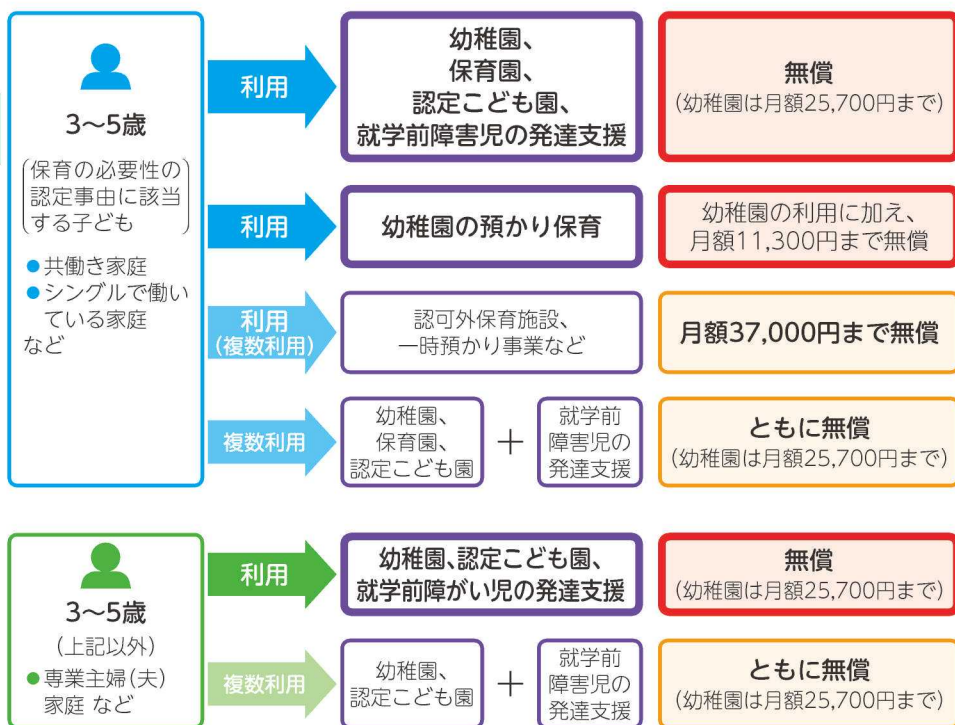
令和元年10月から3～5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子どもの保育料が無償になりました。該当の方には入園時および初めて対象となる年の3月下旬頃にお知らせします。



また、0～2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもも無償化対象になります。

※年齢の基準は当該年度の4月1日時点

幼児教育・保育の無償化の主な例



※市町村民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)

● (1) 保育園・認定こども園(2・3号認定)の場合

保育園、認定こども園等を利用する3～5歳までの全てのお子さんの保育料が無償化されます。

0～2歳までのお子さんについては、市町村民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。

● (2) 幼稚園・認定こども園(1号認定)の場合

満3歳以上のお子さんの教育標準時間分の保育料が無償化されます。

預かり保育料は「保育の必要性の認定」を受けた1号認定のお子さんは利用日数に応じて月額最大11,300円まで無償化になります。無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

● (3) 無償化の対象にならない費用

認定区分にかかわらず給食費、行事費、教材費などは保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯のお子さんと第3子(※)以降のお子さんについては、副食(おかず)の費用が免除されます。

2号・3号認定のお子さんの延長保育利用料、「保育の必要性の認定」を受けていない1号認定のお子さんの預かり保育料は、無償化対象外です。

(※) ●教育・保育給付認定が1号認定のお子さんは**小学校3年生までの範囲内**における生計を同一にする子どものうち年長者から数えて3人目のお子さんです。

●教育・保育給付認定が2号認定のお子さんは**就学前**の生計を同一にする子どものうち年長者から数えて3人目のお子さんです。

● (4) 認可外保育施設等その他の対象事業

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

3～5歳までの子どもは月額37,000円まで、0～2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの保育料が無償化されます。



\\ 子どもと遊ぼう //

「すべり台」の要領で座ります。親のほうを向いて、足の甲の上に座ります。落ちないようにすねにしがみついてもかまいません。親はおなかに力を入れて、足先を持ち上げ、上下に動かします。親の腹筋も鍛えられます。

